

# 八王子市市民参加条例の適切な運用 について（答申）



令和4年（2022年）11月  
八王子市市民参加推進審議会（第7期）



令和4年（2022年）11月16日

八王子市長 石森 孝志 様

八王子市市民参加推進審議会

会長 小林 勉

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

令和2年（2020年）12月22日付2八経広発第75号により、八王子市市民参加推進審議会は、下記諮問事項について諮問を受けました。以来、私たちは、2年にわたり、全8回の会議を開催し、本市における市民参加推進の状況について情報収集などを行い、それぞれの諮問事項における、さらなる市民参加の推進を図るための方策を議論してきました。

このたび、私たちは、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 若い世代の市民参加の推進について



## 目 次

I	はじめに	1
II	市民参加条例の運用状況の検証について	3
	1 市民参加条例の運用状況について	3
	2 市民参加実施事業実態調査から見た市民参加の現状と課題	3
	3 所管へのヒアリングから見た市民参加の現状と課題	6
	4 市民参加条例のより効果的な運用について	10
III	若い世代の市民参加の推進について	11
	1 市民参加の現状	11
	2 就労、子育て世代の市民参加に向けた具体的検討対象の整理	13
	3 参加予備群からの参加を促すための考察	15
IV	おわりに	23

### 附属資料

1	諮問書	附- 1
2	第7期八王子市市民参加推進審議会委員名簿	附- 3
3	審議経過	附- 4
4	八王子市市民参加条例	附- 5
5	八王子市市民参加条例施行規則	附- 9

### 参考資料

1	令和2年度(2020年度)市民参加実施事業実態調査まとめ	参- 1
---	------------------------------	------



## I はじめに

八王子市市民参加推進審議会（以下「本審議会」という。）は、八王子市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）第11条の規定に基づき、市民参加条例の適切な運用と市民参加の推進を図るため、市長の附属機関として設置されている。発足から7期目となる本審議会は、令和2年（2020年）12月に市長から諮問を受けた。諮問事項と諮問理由は附属資料1「諮問書」のとおりである。

本審議会は、この諮問事項についての意見をまとめるにあたり、2年間にわたり8回の審議を重ねて検討を行った。検討を行うにあたっては、市民参加条例に基づいた市民参加の推進に向け、参加のしやすさ等について議論を展開した。

新型コロナウイルス感染症が収束しない状況ではあったが、審議会の運営については、感染対策を講じた上で、原則として対面による開催とし、委員間での活発な意見交換を行うことができた。

本審議会では任期前半で諮問2「若い世代の市民参加の推進」を、後半で諮問1「市民参加条例の運用状況の検証」について審議した。

諮問1の「市民参加条例の運用状況の検証」については、市民参加に関連する諸種の調査結果をもとに、実施時期や方法などに関して、市民参加が適切に実施されていたかを検証した。

諮問2の「若い世代の市民参加の推進」については、第6期と同じ諮問内容であり、第6期では小学生から大学生までの就学中の世代に焦点を当てたため、今期では生まれたときからインターネットが空気や水のように、あたりまえの環境として存在していたデジタルネイティブ世代で、現在就労や子育てを行っている世代に焦点を当て、その世代において本市への愛着をいかに育み、にぎわいのあるまちづくりに向け、多くの市民による参加が図られるかについて議論を重ねて来た。

本審議会においては、「若い世代の市民参加の推進」を検討するに当たり、若い世代があまり参加していない現状等の整理等を行い（⇒Ⅲ-1）、具体的に検討する対象を定め（⇒Ⅲ-2）、参加予備群にいる若い世代の参加を促す方策を検討し（⇒Ⅲ-3）、本答申に関する参考資料を添付し、その成果を第7期の市民参加推進審議会の審議結果としてまとめた。

## II 市民参加条例の運用状況の検証について

### 1 市民参加条例の運用状況について

市民参加条例では、その運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととしている。そこで、本審議会では、令和2年度（2020年度）の事業で各所管が実施した市民参加の実施状況に関する調査をもとにして、市民参加の現状把握と検証を行った。

市では、計画策定や条例の制定改廃等を実施する際には、市民参加条例第6条第1項で「必ず市民参加の方法を採用しなければならない」と規定している。毎年、継続的に実施している市民参加実施事業実態調査によると、令和2年度（2020年度）では27件について、すべて規定どおり市民参加が実施されていた。また、上記案件を含め、政策立案から実施段階までのすべての範囲において、令和2年度（2020年度）では377件（302事業）もの市民参加を実施していた。

市民参加事業の評価について、第3期の本審議会答申では、「事業と実施した市民参加手法の組み合わせや、市民参加を実施した効果などについても、本審議会など、第三者による評価を進める必要がある」としている。

これを踏まえ、本審議会では、令和2年度（2020年度）における市民参加条例第6条第1項に該当する27件の中から「長期ビジョンの策定」、「（仮称）八王子駅周辺地区屋外広告物地域ルール策定」の2事業を選定し、市民参加実施状況の報告書をもとにヒアリングを実施した。

### 2 市民参加実施事業実態調査から見た市民参加の現状と課題

#### （1）パブリックコメント手続

広く市民からの意見を聴取する場合にとられる方法であるものの、条例や計画の内容を記した素案はページ数が多くなってしまうことがある。目を通す分量が

多くなると読むことが難しくなる場合が少なくないため、概要版の作成が必要になる。概要版は、素案の要旨を簡潔にまとめたものとなっているが、さらに素案の「目次」機能も持たせ、読み手が興味ある項目へ容易にたどり着け、ストレスを軽減できる工夫が大切である。

また、パブリックコメントを提出する人はかなり熱意がある人である。興味はあるが素案を読んだり、用語を調べたりしてパブリックコメントを提出することは多くの市民にとってハードルが高い。ハードルを下げるためにも素案の内容を平易にし、専門用語を使う場合には市民目線に立って用語解説もセットで記載する配慮も求められる。

さらに、パブリックコメント手続を行う場合、広報で実施の周知をするほか、ホームページや市の公共施設に素案や概要版を配置し手に届きやすくしている。一方で、新型コロナウイルス感染症による行動制限によりデジタルツールの普及が進み、市民生活も変化している。パブリックコメント手続についてもデジタルツールを有効に活用し、素案をすべて読まなくても目で見て、耳で聞いて内容がわかるような一歩進んだ取組もこれからは求められてくるだろう。

## **(2) ワークショップ**

ワークショップを効果的に行うためには、職員の技量が重要になる。ワークショップを実施する際に職員ひとり一人が実施ノウハウを平均的に身に付けていないと、運営に差が生じてしまう恐れがある。ワークショップの運営に長けている所管もあると思われるので、技法を共有するとともにコーディネートスキルが身に付くような取組も大切である。

## **(3) アンケート調査**

アンケート調査を行い意見を集約する際、アンケートの実施方法が選択肢形式のものであれば Google Forms 等のフォーマットを活用することで集計や分類が

手軽にできる。なお、Google Forms 等のツールを活用する際には、行政として確保すべきセキュリティについて考慮する必要がある。また、市ではLINEを活用した情報の発信や収集を行っており、催事の周知の他、個人情報に注意した上での催事内容の動画公開、それに関するアンケート調査などが一連でできるとよいだろう。

#### **(4) その他**

##### **ア 迅速かつ簡潔な情報提供のニーズとその弊害**

市民参加実施事業実態調査の内容は市民参加条例に基づき実施したものであり、実務的な印象ではあるが、市は市民参加条例やガイドラインに沿ってしっかり取り組んでいる。

現代社会においては情報化が進み、誰でも、簡易に情報を入手できるようになっている。情報の受け手側は内容を一瞬で理解したいという思いがあるため、市民参加を推進するためには、情報をいかに市民に届けることができるかが大切であり、発信者側は、内容を単純化し分かりやすく伝える努力をしている。一方で、このような情報のやり取りは、ややもすると、表面的で浅い情報の共有になってしまわないかという疑問もある。市民が参加しやすくなるようハードルを低くする必要はあるものの、一方で、分からないことを自分で調べ、関心を持ってもらうことを促すことで、市民自身が考え、行動する思考を養うことにつながり、多少時間はかかっても結果的にプラスに働くのではないだろうか。

##### **イ 第6期市民参加推進審議会答申への取組**

本審議会から6期にわたり答申を提出し、市では市民参加を推進するために様々な取組を一步ずつ進めてきている。第6期では、「若者の市民参加への関心を喚起する新たなツールの活用」としてSNSなどを活用し市民参加を促している

く方策を検討する必要があるとの意見を提出し、市では、令和3年度（2021年度）から、LINEを活用した情報収集を開始した。すでに開始していたLINEによる情報発信に加え、情報収集機能を付加したことによりこれまで市政に参加したことの無い市民にも参加のきっかけを提供できる取り組みとして注目すべきものであり、今後、さらに有用な機能なども活用した展開が期待される。ただ、本機能が機能的に活用されるものとなるには、利用する市民（登録者）が増えるとともに、若い世代を含む各世代に幅広く利用してもらうことが大切である。

### 3 所管へのヒアリングから見た市民参加の現状と課題

#### (1) 複数の市民参加方法を実施している現状把握

##### ア 「長期ビジョンの策定」に関するヒアリング

長期ビジョンは、基本構想に掲げる都市像を実現するにあたり、令和5年度（2023年度）から令和12年度（2030年度）までを計画期間とする基本計画である。策定にあたっては、1. 長期的な視点を持ち、目指すべき将来像を置く、2. 中学校区単位で様々な市民が集まり地域づくりを進め、多くの主体と連携していく、3. 多様な市民参加の機会を確保し市民意見を反映することに主眼を置いていた。

実施した市民参加の方法及び対象としては、1) アンケート調査が市民、WEB、市外在住者、小中学生を対象に行われ、2) ワークショップが中学校区、高校生、大学生を対象に実施された。中学校区でのワークショップは学校区ごとに2回開催し延べ653名が参加した。更に、パブリックコメント手続のほか、学識経験者や地域で活動している市民等16名による懇談会を実施し、専門的な見地からの意見や市政に対する率直な意見があった。

第6期審議会において若い世代の市民参加の推進を審議した際、小中学生へは市の教育委員会、大学生へは大学コンソーシアムを経由することで市民参加の周知・啓発ができるが、高校は市とのつながりが少なく高校生への周知が難しいという意見があった。その中で、今回、高校生対象のワークショップでは市内の全校に参加募集を積極的に試み、その結果として私立、都立、市内在住、市外在住の8校15名の高校生の参加を促すことができた。また、大学生対象のワークショップでは学園都市の強みを活かし、大学コンソーシアムの協力のもと市内、市外在住の6大学21名が参加した。それぞれワークショップでは、共通して「多世代交流をしたい」「居場所がほしい」といった趣旨の意見があった。

## イ 「(仮称) 八王子駅周辺地区屋外広告物地域ルール」の策定」に関するヒアリング

本市では、景観計画で定める重点地区ごとの特性を活かした景観形成を推進するため、屋外広告物の規制誘導に関するルールづくりを行っている。6つの重点地区のうち高尾駅北口地区、高尾山参道地区に次ぐ3例目の策定への取り組みである。今回、30年後の八王子駅周辺の景観を共有できるイメージスケッチを描いた。今後、実現のためには「何をすればよいか」「どんなルールが必要か」をバックキャスティング方式（最初に目標とする未来像を描き、次にその未来像を実現するための道筋を未来から現在へさかのぼって記述するシナリオ作成手法）で考えていく予定である。

これまでに採用した市民参加の方法として、まず、多くの市民に屋外広告物を知ってもらうため、イベントに出展し、「良好な景観をつくる」をテーマにした屋外広告物のパネル展示やまちなみの模型製作、看板のデザインや、色を考えて建物に取り付ける子ども向け体験コーナーを設けた。次に、ワークショップ及び意見交換会は、全7回開催する予定であったが新型コロナウイルス感染症の拡大

防止の観点から4回になったものの、地元商店主や大学生が参加した。参加した3大学からは「八王子らしい景観はUra 八王子にあり!」「人々が集う場を現代の楽市楽座にしよう」「住む人が豊かに暮らせるまち」「公園を散歩するようなまちなかに」「日常的に道を広場として使う!」「緑・オープンスペースや、歴史的建造物に着目!」といった学生ならではの提案をもらった。対面方式のワークショップを3回実施し、実施の際には地元商店主や学生にとって参加しやすい時間帯を設定した。4回目のワークショップの特徴は、参加方法を対面方式とオンライン方式の併用としたことである。開催結果としては、オンラインの参加者に対面参加者が集まる会場の熱気、雰囲気伝わらず、参加していても温度差が生じてしまうことが課題として挙げられ、対面とオンラインのハイブリッド方式でのワークショップの難しさが浮き彫りになった。また、当初の予定では市民と市職員とのワークショップとして開催する考えであったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により市職員のみでの開催となり市民と職員との対話の機会がなくなってしまったことは残念なことであった。

## **(2) 市民参加を実施した上での課題と評価**

### **ア 「長期ビジョンの策定」に関するヒアリング**

37 中学校区でワークショップを開催し、自分たちの地域を自分たちの意見で作りあげることができる可能性があると感じることは参加した市民の満足感につながる、よい点である。また、延べ653名もの市民が参加したことは、引き続き市民参加に加わる可能性がある市民が増えたとも言え、多くの市民が参加するワークショップという方法は、顔が見える範囲で、地域づくりの素地をつくることができる、意義ある取り組みである。多くの市民が参加して出された意見は策定にあたって有用なものとなるだろう。

なお、新たに参加したり、継続して参加したくなるよう市民のモチベーションを上げるためには、これまでにいただいた意見を「見える化」することが大切である。

他にも、ワークショップを開催し運営するにはファシリテートの技量が求められる。そのため、市職員は日頃から研修を通し、その技量を高めることが求められる。

## イ 「(仮称) 八王子駅周辺地区屋外広告物地域ルール」の策定に関するヒアリング

学園都市八王子としてワークショップに学生が参加する機会が多くあることは、若い世代の市民参加を促進するためにより取り組みであり、評価することができる。長期ビジョンの策定においても大学生がワークショップに参加しているが、若い世代に参加してもらうことで議論に新たな視点が加わったり、活性化することも推察できる。また、参加した大学生は、八王子に住み続けている学生よりも市外から通学する学生が多く、長く八王子に住んでいる市民よりもかえってまちの魅力を的確に捉え、表現してくれることもある。

一方で、学生の意見がすべて適切なものとも限らないため、出された意見は地域や市全体を捉えた視点から吟味すべきことは論を俟たないところである。できることならば、すでに住んでいる市民、最近住み始めた若い世代の市民なども参加し、それらの意見を取りいられるとバランスがとれたものとなる。市民参加の方法としてパブリックコメント手続も大切な方法であるが、素案を読んだり、意見を書くことへの市民にとっての参加のハードルは高いものとなる。参加者が対話する中で意見を述べることができるワークショップへの参加の間口を広げることで市民参加を広く促すことができればよい。

#### 4 市民参加条例のより効果的な運用について

市民参加を実施した所管にヒアリングを行った結果、市民参加条例に規定されている「政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわること」の重要性を改めて認識した。

しかし、本審議会で検討する市民参加とは、市民参加条例に規定されている狭い意味であり、その方法もパブリックコメント手続などの規定されている6つの方法が主なものとなっている。

一方、市民が市政に参加する機会が市民参加条例における「市民参加」よりも広義であれば、より多くの機会を創出することができると同時に、すでに現状でも行われているものは多いようである。近年、若い世代を含め、地域へ関心を向けたり、自分にできることがあれば何かしたいという意識を持って地域で活動している市民も決して少なくはない。ただ、実際に参加、活動している市民は、自分が市民参加しているとは意識していない可能性もある。狭義の市民参加への足掛かりになる、広い意味での市民参加がより積極的に図られ、市民も市政に参加していることの意識づけができることが望ましい。

また、市民参加の方法の一つであるワークショップについては、職員がファシリテートの技量を持つことも大切であるが、これに加え、課題を発見、抽出できる技量も大切である。市民の思いはパブリックコメント手続、ワークショップやアンケート調査以外にも日常の中でのちょっとした「独り言」の中に含まれていることもある。日頃から市民との対話によるキャッチボールができる関係性があることが大切であり、職員側における主体的・対話的で深い学びの姿勢が重要となる。

### III 若い世代の市民参加の推進について

#### 1 市民参加の現状

##### (1) 市政世論調査から

市政への市民参加の現状として、令和3年(2021年)実施の市政世論調査では、「市民協働によるまちづくりに参加したいと思うか」の質問に対し、「すでに参加している」と回答した者の割合は全体で7.0%であった(図1)。年代別に見ると18~29歳が2.3%、30~39歳が1.2%、40~49歳が4.1%、50~59歳が6.2%、60~64歳が3.7%、65歳以上が11.9%となっており、全世代共通して参加者は少なく、中でも若者の参加は全体よりも少なくなっている(図2)。

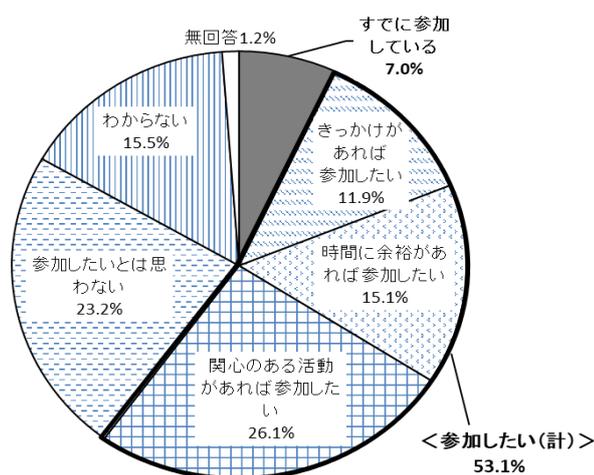


図1：市民協働によるまちづくりへの参加意向

出典：令和3年(2021年)八王子市市政世論調査

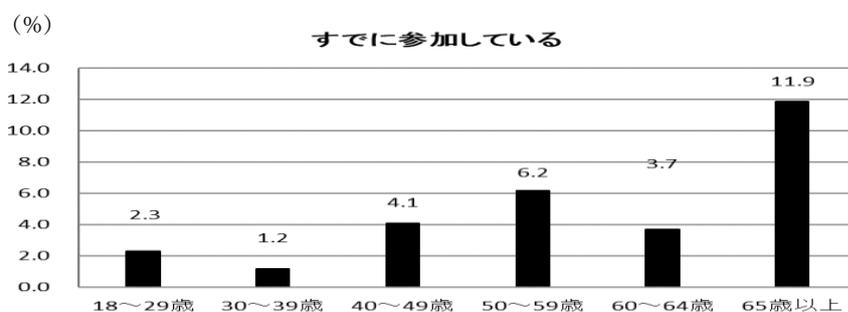


図2：市民協働によるまちづくりへの参加意向(すでに参加していると回答一年代別)

出典：令和3年(2021年)八王子市市政世論調査

一方、「きっかけがあれば参加したい」が11.9%、「時間に余裕があれば参加したい」15.1%、「関心のある活動があれば参加したい」が26.1%で、これらをあわせた「参加したい」と考えている市民は53.1%に上り、全体の半数を超えている。

## (2) 市民参加の推進を考える上での「若い世代」の範囲

第6期の当審議会では、39歳までの範囲を「若い世代」と設定し、そのうち小学生から大学生までの学校教育就学中の者を対象にした審議を行った。

諮問事項が第6期と同様の「若い世代の市民参加の推進」であるため、今期では「若い世代」を学校卒業後の39歳以下の就労、子育て世代に絞って審議を進めた。

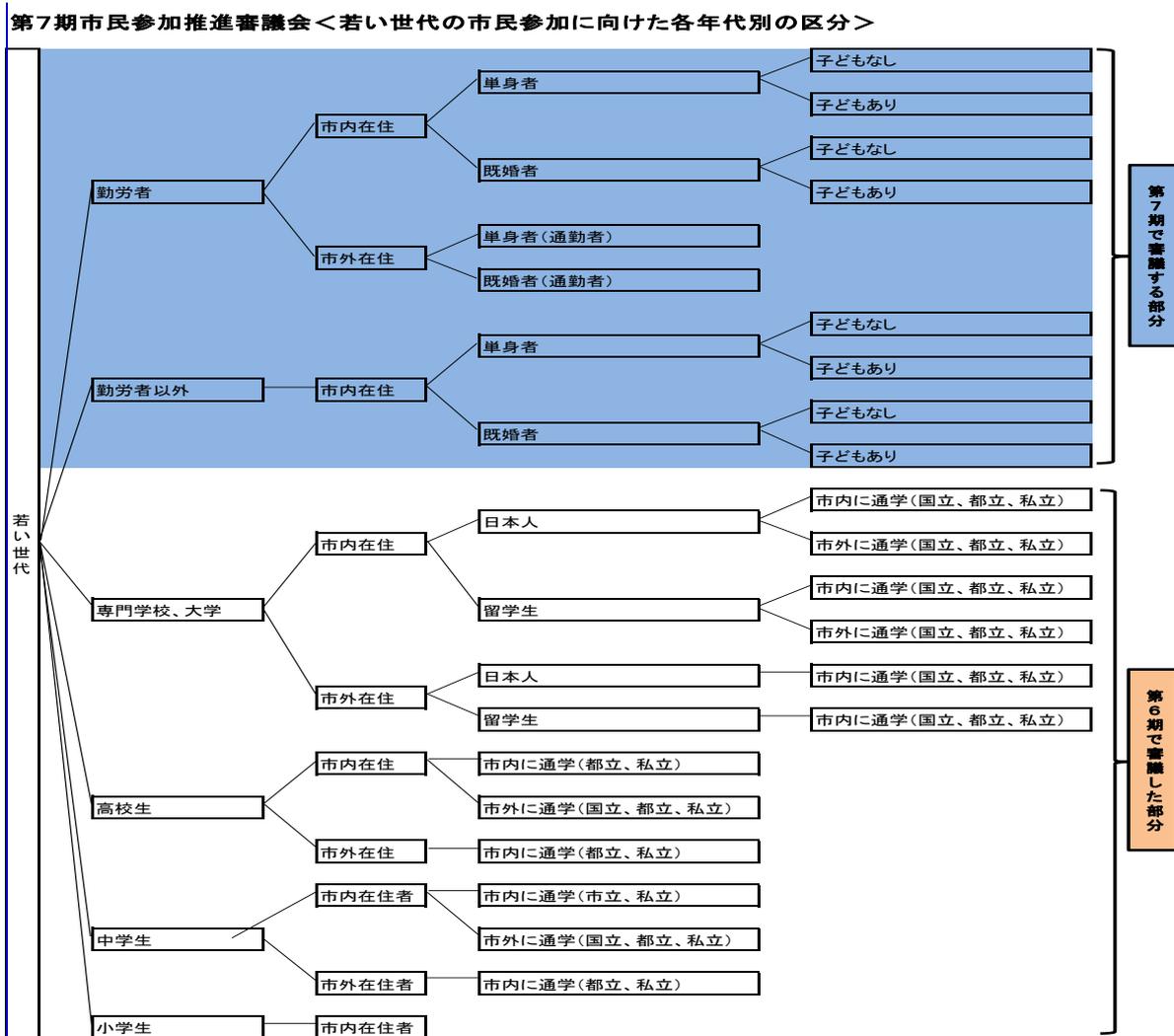


図3：若い世代の審議範囲

## 2 就労、子育て世代の市民参加に向けた具体的検討対象の整理

### (1) 就労、子育て世代のカテゴリー分け

参加への意識をカテゴリー分けするため、前記1(1)市政世論調査での「市民協働によるまちづくりへの参加意向」の集計項目を参考に、「すでに参加している市民」「参加予備群の市民」「参加に関心のない市民」に区分して審議した結果が次のとおりである。

### (2) すでに参加している市民

#### ア 現状

住んでいる地域の地域活動や問題解決への取り組み、子どもが通う保育園、幼稚園、学校のPTA活動などを通じた居住地域でのつながりが、市民参加のきっかけになっている。

#### イ 課題

多くの市民の参加がない現状にあっては、参加者の固定化、高齢化は避けられない。市民の参加が少ない要因として、対象世代が就労、子育て世代であることによる活動時間の確保の難しさ、経済的、精神的余裕が確保できない等の問題がある。また、子どもがきっかけとなり参加していた場合は、子どもが学校を卒業するとともに親も参加から卒業してしまう。また、興味や関心がある情報は積極的に収集するものの、他の情報はなかなか届きにくい。また、市民参加に関する情報をキャッチしてもその内容がわかりにくく、結果として参加に結び付かない場合もあるだろう。

#### ウ 方策

市民参加やその継続のためには、市民参加に関する情報を積極的に提供し、その内容をわかりやすく伝えたり、参加する市民が達成感を味わえるような工夫が考えられる。他にも、親子で市民参加体験ができる機会を創出したり、参加を通

して知り合いができ、活動に関するネットワーク等が広がるような仕組みも考えられる。

### **(3) 参加予備群の市民**

#### **ア 現状**

きっかけがあれば市民参加したいと考えている市民を「参加予備群」と表現した。市民参加の機会がなかなかなかったり、仕事や家事・子育てにより今の生活以外に一步踏み出す余裕がないと考えられる。また、地域や市のために何かしたいが、何をすればよいかわからず、市民参加の活動に関する情報へのアクセス方法がわからなかったり、アクセスはできたが募集案内を見てもピンと来なかったり、自分がどう参加できるかイメージできないという状況もある。

#### **イ 課題**

市民参加するためには参加する側の負担感が少ない方がよい。また、参加を迷っている人の背中を押すような積極的な誘導策はあまりとられていないが、参加した場合の活動内容、参加要件や活動頻度、活動の意義などが事前にわかると、参加を迷っている人が参加に踏み切ることへの助けになる。また、すでに参加している市民がいる中に一人だけで途中参加することを躊躇する市民もいると考えられ、参加しにくい雰囲気にならないことも求められる。これに加えて、市民参加の活動に関する情報が1箇所に集約されていないことによる情報へのアクセスのしにくさもある。また、参加した結果が市政にどのように反映されるのかがわかりづらいことも、参加が少ない要因としてあるだろう。

#### **ウ 方策**

市民が市民参加しようと思えるような、市からの積極的な呼びかけやそれに関連した雰囲気づくりとともに、「広報はちおうじ」、市のホームページやSNS等、あらゆる有効なツールを活用した情報発信は引き続き必要である。一方で、対象

者の世代など属性ごとにターゲットを絞った、より相手に届きやすい情報発信を行う戦略も大切である。気軽に市民参加できる機会を増やすことで市民に参加したいと思ってもらえ、そのことで市民参加のハードルを下げられると考えられる。

#### **(4) 参加に関心のない市民**

##### **ア 現状**

八王子への定着意識が薄く、市政や地域への関心も希薄で、仕事、家庭、趣味、仲間との活動等に重点を置いている。

##### **イ 課題**

市政、地域との間に距離感があり、また市民参加に対して関心をもっていない。市政や地域課題を自分ごととして捉えていない、あるいは市民参加や地域活動の中に充実感を見い出せないことにより、市民参加への興味が湧かないと推測できる。

##### **ウ 方策**

個々の市民の状況を変化させていくことは難しいが、すでに導入されている、高齢者向けのボランティアポイント制度のように、市民参加によるポイント制度等を通じてインセンティブを設けたり、若い世代に身近な内容や居住地域に関わる事柄のうち、気軽に参加できるものから始められるような仕組みを考えることも一つの方策である。

### **3 参加予備群からの参加を促すための考察**

#### **(1) 参加予備群の市民を参加に誘導するために**

市政世論調査の集計項目をもとに、市民参加への意識をカテゴリー分けして審議をした。これらの中からいかに市民参加に向かう市民を増やせるか考え、「参加予備群」に当てはまる市民に焦点を当てることとした。

#### **(2) 委員の体験事例に基づいた考察**

## **ア 人を呼び込めたもの**

学生を対象に課題解決型のワークショップの結果を展示したところ、普段訪れることのなかった学生が来場した。また、ある課題についてのシミュレーションゲームを実施するにあたって、大学コンソーシアム加盟大学に周知したところ、興味をもつ学生がいた。学生は友達や交友関係者に情報がつながりやすい。

## **イ 人とのつながりと発展的展開**

「はちおうじ志民塾」という、NPO参加などの地域活動を目指す市民を対象とした講座には、地域について知らない、一人では何をしてよいかわからないが八王子のために何かしたいという動機で入塾する市民がいる。こうした市民の中には卒塾後に仲間をつくり、活動を開始する人々もいる。また、市民活動団体が地域活動を紹介し、興味ある活動を発見してもらうために「地域デビューパーティー802（はちおうじ）」という事業も実施されている。これは元々退職後の「お父さん」を対象としてスタートした「お父さんお帰りなさいパーティー」を、年齢や性別に関わらない地域参加のきっかけづくりの場として改変したもので、地域での仲間を見つける場にもなっている。このような仲間づくりは地域での活動の継続につながるだろう。

また、ゲーム業界を例にすると、ユーザージェネレイテッドコンテンツ（ユーザー生成コンテンツ）というものがある。これはユーザーがゲームの中で自発的にコンテンツ（遊び）を作り出し楽しむというものである。市民参加においても、「興味がある」、「好き」から参加を始め、そうした市民がさらに発展的に新たなアイデアや活動を自ら創出できるとさらによいものになるだろう。

## **ウ 参加情報へのアクセスしやすさ、気軽さ**

ボランティアを例にすると、参加の窓口は内容により市民活動支援センター、社会福祉協議会等、複数あるため、参加したい活動や団体になかなかたどり着きに

くい場合もある。市民参加や地域参加についても同じことが言えるのではないだろうか。

ボランティア活動では、オリンピック・パラリンピックのように目的がはっきりしていて参加期間も短期であれば参加しやすい。

また、町会活動等の地域参加については、子どもの頃はお祭り等の地域行事に参加したことがあっても、成人し就職すると遠のいてしまう。一方、社会人であっても興味がある内容の情報収集はするだろう。したがって、市民参加という分野にいかに関心を持ってもらえるか工夫する必要がある。

さらに、市民参加に関わる情報は容易に入手できることが大切である。その際、SNS等を通じた発信に目が向きやすいが、市民に親しみのある、身近な公共施設を活用することも忘れてはならない。

## **エ 参加を推進する上での注意点**

前記のような体験や具体的事例を列挙してきたが、「参加予備群」の市民にはそれぞれに市民参加しない、できない理由があるだろうから、この状況はひとまとめに括ることが難しい。

地域や市のために何かしたいと思う市民は、そもそも参加の目的がはっきりしているため、参加期間も苦にならない。身近なテーマに関わる市民参加の機会の提供がなされることや、参加情報へのアクセスのしやすさがさらに求められる。

市民参加をしたことへの成果のわかりやすさという点では、参加して実際に何ができるのか、参加した結果、課題がどのように解決できたか、に関する情報の提供も必要だ。これは、同様の課題を抱える市民に対する解決策の提示にもつながる。そのため、すでに参加した市民の活動状況や感想などを情報発信し、市民参加をより身近に感じてもらえるような取り組みも求められる。

課題・テーマごとに対象にする市民は、全市民、特定の層の市民など、異なっ

ていても構わない。情報発信の際は、マーケティング戦略と同様に、ターゲット（対象となる層）、発信の効率性、効果等を考えることも大切になってくる。

今回、市民参加の推進のためのターゲット層はある程度、オンラインでの情報活用に慣れている世代（デジタルネイティブ）の市民である。この層への情報発信は、市が運用を開始しているLINE等のSNSに登録してもらい、いかに有効に活用できるかが鍵となる。

### **(3) LINE等のSNSを活用した情報の発信**

#### **ア SNS登録者数を増やす**

市が情報の発信、収集に利用しているLINEは、情報量が多いため、場合によっては利用者にブロックされてしまう恐れがある。そのため、セグメント機能を周知して、利用者が利用情報を選択するよう促す必要がある。

10代、20代の若者たちは、情報を活字から得るよりも、大量の情報の中から写真・動画やインパクトのある短い文章に目をとめ、そこで興味が湧くとさらに具体的な情報を収集する。市ではまだInstagramによる発信はしていないが、この活用も検討する価値があるかもしれない。

また、市のSNSで発信する情報に、娯楽（エンターテインメント）的なもの、地域の情報、小中学校のスポーツ大会に関する情報等、身近で親しみのあるものが掲載されていると登録者が増え、そこからさらに他の市民参加情報につながる市民もいるかもしれない。

他にも、LINEの登録者を増やすためには、市の公式キャラクターのLINEスタンプがもらえたり、日本遺産に関する内容などストーリー性があるコンテンツの連載も面白い試みとなるだろう。

#### **イ SNSを通じたコミュニティの可能性**

一般的には、よほど興味がない限り、市民参加の情報を検索しようとする市民

は少数であろう。市民参加を推進するためには、興味深く読め、かつ有益と思える市政情報をSNSで発信することが必要だ。そうした発信を読み、市民参加の情報につながる市民もいるだろう。一方で、市民参加の内容を1枚の写真や短い文章等で伝えきれるかという難しさもある。ゆえに、市民参加への誘導には視覚的な要素も取り入れつつ、広く市民に興味を持ってもらえるような工夫、市民が気負わず段階的に参加できるような工夫も求められる。

家庭や学校・職場以外の場所を「サードプレイス」と呼ぶが、これは家庭や職場での肩書きを取り払った「自由な自分」として他の人たちと関係を築ける場所を指す。市民活動はまさにサードプレイスであり、新たな関係性構築は地域の活力になったり、新たな物事を生み出す原動力にもなる。市民が家庭や学校・職場以外のつながり、集まりに参加することで、その先に市民参加が見えてくるのではないだろうか。

#### **(4) 参加予備群からの参加を促す方策**

##### **ア 子どもを通したきっかけづくり**

幼稚園、保育園、小学校、中学校等に通う子どもがいると、保護者は地域や子どもを介した交友関係が生まれやすくなり、このことは地域への参加、市政への参加のきっかけになるため、ターゲット層に情報を確実に届けることが重要である。

学校でPTA活動をしていたり、PTA連合会に参加している市民の中には、ボランティア経験があり、またボランティア精神に富んでいる人々も少なくないと考えられる。しかし、子どもの卒業を機に自身も活動から卒業してしまう例も多い。こうしたことは残念なことであり、教育やそれ以外の分野へも参加してもらえるような取組がなされるとよい。

##### **イ 市民参加のきっかけとなる情報が入りにくい市民**

市民参加や社会貢献活動に携わる団体等に関係している市民は、自然と参加情報に触れる機会がある。しかし、それ以外の人々が市民参加に加わるためには、より参加しやすいように、企業単位や個人単位で参加できるプログラムも用意されているとよい。

一方で、プロボノ制度やボランティア制度が整っている企業もあるので、市内や市周辺の企業に向けて市民参加の情報を発信し、企業単位で、あるいは従業員個人が参加できるような試みもよい。参加した企業に対して、市独自のアワード（表彰）制度を用意し、参加を称える仕組みがあると、さらなる参加のモチベーションにもつながるだろう。

#### **ウ 参加へのハードルを下げるには**

参加に関する情報に、市民参加を通じて解決を目指す課題、参加の単位（個人、家族、企業など）、人数、回数等が具体的に示されていると、市民にとって参加へのハードルが下がるだろう。

そして、参加したことにより何かに活用できるポイントが貯まったり、自分が成長できたと実感できるようなインセンティブがあるとなおよいだろう。

市のために貢献しようと思って張り切って参加しても、荷が重くなってしまうこともあるかもしれない。気負わずに参加してみたら結果的に八王子のためになっていたなど、気軽に参加できる入り口やそのためのイメージをつくることも大切である。

とは言え、市民参加にはいろいろなものがあり、気軽なイメージで参加者を募集するものばかりではない。参加してみたいと思った市民には、負担の軽い活動内容で短期間の参加が可能なものであるか、専門的な活動内容で一定期間しっかり取り組む内容のものであるか等、参加メニューのカテゴリーがはっきり示されるとよい。

これから市民参加してみようと思っている市民にもいろいろな立場や考えがあるので、参加することが負担になりすぎず、無理なく継続的な参加が可能であるものや、他の市民たちの参加の動機付けになるようなものがよい。個々の市民参加の内容に沿った市側の支援体制の構築が市民参加の促進に効果的につながると言えよう。

「市民参加」という言葉は、何をするのかイメージしにくく、立派なことをやらないといけないのではないか、という印象を与える場合もあるだろう。そのため、例えば「八王子の〇〇をよくしましょう」などと具体的でわかりやすい表現も考えてはどうだろうか。

## **エ 参加への後押し**

デジタルネイティブ世代に対して、SNS等を活用して情報を発信し市民参加を促すことは有効な方法である。ただし、市側の思いや熱量を実感できたり、自分も参加して楽しかったと思えたり、仲間ができた・人として成長できたと実感できる機会につなげるには、実際に人が集まり、顔を合わせて一緒に活動することが非常に大切であることを忘れてはならない。

参加予備群にいる市民には、かつて子どもの頃に町会活動やボランティア活動への参加経験があり、もともとは参加へのハードルが低い人々も一定数いるだろう。現在の仕事や家庭等によって参加しにくい状況も考えられるが、だからこそ参加に踏み切ってもらうために、背中を押すような市側の取り組みや情報発信における工夫がされるとよい。

## **オ 情報発信の変革**

いろいろな市民活動を通して見えてきたことは、参加した市民は自主的に参加し、地域を元気にし、そして自分も元気になっているということである。市民参加は奉仕ではないので自分が楽しくないと続かないし、自主的な参加が大切であ

る。そのためには、気軽に参加できるボランティアの情報等も含めた、見やすく、豊富な参加メニューになっているとよい。

また、不特定多数への平準化した情報発信も必要であるが、特定の層に対し深い内容まで発信すべき場面もある。活動内容に沿って発信対象者を絞ったり、活動内容がより具体的に伝わり、市側の意図も伝えられるよう、市側も情報発信の目的等に応じて発信手法のあり方を効果的に転換していくことも求められよう。

#### **カ 市民参加を促すにあたって配慮すべきこと**

多くの市民による市民参加が活発化することは喜ばしいことであるが、視点を変えて見たときに、そもそも参加したくない市民もおり、参加しない権利もあることを前提として位置づける必要がある。そうした市民にとってもいつでも参加できるような環境が用意されていることが大切である。皆が参加することを目標にしてしまい、参加しないこと、参加できないことに引け目を感じたり、参加しているから偉いという雰囲気になることは避けなければいけない。同時に、いつかは参加しよう、参加してみたいと思える雰囲気づくりも大切になる。

市民参加やボランティアを推進するにあたり、参加者が物理的なインセンティブ（何かに交換できるポイントなど）を目的にしたり、単に楽しさだけを強調した参加情報の提供に重点を置きすぎると、市民参加の本来の目的が二の次になってしまい、途中で参加が続かなくなる人も出てくる恐れもあるので、注意が必要である。

## IV おわりに

令和2年（2020年）12月、市長の諮問を受けて、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況のなか、感染対策を講じながら審議会を8回開催し、この度第7期の答申をまとめるに至った。

諮問事項の一つは「市民参加条例の運用状況の検証」であった。過去の答申では、市民参加を実施した事業の評価を行う上では、その手法の組み合わせや市民参加を実施した効果などについて、第三者の評価も必要とされており、第三者の評価という点では検証方法の工夫が図られるとなおよい。

さて、第7期では、2040年を目標とする未来デザイン室の「長期ビジョンの策定」及びまちなみ景観課の「(仮称)八王子駅周辺地区屋外広告物地域ルール策定」の二つの事業を選択し、「市民参加条例の運用状況の検証」を行った。「ワークショップ」、「アンケート調査」の手法に加え、「体験コーナー」など、いろいろな市民参加の手法を取り入れていたことはよい取り組み事例であった。

二つ目の諮問事項「若い世代の市民参加の推進」については、令和3年（2021年）実施の市政世論調査や第6期審議会の答申を踏まえ、学校教育終了後の就労世代に焦点をあて、参加してもらえる可能性がある層を中心にアプローチ方法等を審議した。

思うに、市民参加は、人が誰でも持っている「問題意識」と「関心」がその基本にあり、その度合いがどのくらい強いかにかかっている。「問題意識」や「関心」を強めるためのモチベーションづくり、すなわち情報提供が肝要であり、まずそのことに最も注力すべきであるだろう。

その一つとして、市では先駆的にSNSを活用した市民参加を促す方策として令和3年（2021年）9月から、LINEによる情報の発信に加え、市民が欲しい情報を選択したり、道路、公園等の破損状況を通報できる機能を取り入れたことは、二歩も三

歩も前進した。今後はその登録者をいかに増やすか、そして興味あるコンテンツを工夫しアクセスしてもらえるかにかかっている。そのことに大いに期待したい。

さらには、「八王子市市民参加条例」がどれだけ市民に認知されているか気になるところである。市政情報の積極的な発信が条例の認知や、市民参加の拡大につながることを期待したい。

さて、本審議会は7期目を迎え、これまで多くの委員から様々な意見が寄せられ、それらを答申としてまとめた。第4期から本審議会に参加し、ここで任期満了を迎える委員からは、市民参加の先進都市である三鷹市の視察、地域活動など様々な経験を生かした貴重な意見が示された。他の委員からもそれぞれの立場や経験、現在の活動内容などを踏まえた意見や考えが伝えられた。本審議会は、人に恵まれ、また、多方面で活躍している人と知り合えるきっかけとなったことは貴重な財産であり、市民参加条例の目的にも適うものではないだろうか。

最後に、本市における市民参加の取り組みが少しずつでも進展することが、本審議会に参加した委員一同の期待する思いである。

## 附 属 資 料

1. 諮問書.....附- 1
2. 第 7 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 .....附- 3
3. 審議経過.....附- 4
4. 八王子市市民参加条例.....附- 5
5. 八王子市市民参加条例施行規則 .....附- 9



## 1. 諮問書

2 八経広発第 75 号

令和2年(2020年)12月22日

八王子市市民参加推進審議会会長 殿

八 王 子 市 長

石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第7期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

## 諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

### < 諮問事項 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 若い世代の市民参加の推進について

### < 各項目の諮問理由 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています（条例第12条）。平成20年（2008年）に条例が施行されて以来、市民参加による行政運営を着実に進めています。

市は、これまで審議会からの答申を受け、市民委員等公募への無作為抽出方式の導入やパブリックコメント手続ガイドラインの策定など、具体的な形にして条例の効果的な運用を図ってきました。

今後も、より適切で効果的な運用をしていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

- 2 若い世代の市民参加の推進について

現在、市では令和4年度（2022年度）の策定に向け「（仮称）はちおうじ未来デザイン2040」（長期計画）づくりを行っています。この計画は、職員が地域に出て各世代の方々とともに課題やあるべき姿等を議論し、地域や次世代の声を反映し策定していきます。

まちづくりには、まちの魅力の向上とともに多くの若い世代がいかにまちづくりに参加していただけるかが課題であり、第6期では「小学生から大学生世代」についての市民参加の推進について課題、方策を審議していただき答申をいただいたところです。

今期においても引き続き、第6期にて審議に至らなかった若い世代についての市民参加が推進できる有効な方策について具体的な意見を求めます。

## 2. 第7期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
星原 徳之	ほしはら のりゆき		第11条 第3項1号委員 (公募市民)
山田 真実	やまだ まさみ		
◎小林 勉	こばやし つとむ	中央大学総合政策学部 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
○山本 薫子	やまもと かほるこ	東京都立大学都市環境学部 准教授	
田中 泰慶	たなか ひろよし	八王子市町会自治会連合会	第11条 第3項3号 (市長が必要と 認める者)
岡崎 理香	おかざき りか	八王子市民活動協議会	
井出 勲	いで いさお	八王子市社会福祉協議会	
繁野 遥香	しげの はるか	八王子青年会議所	

### 3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (R 2.12.22)	本庁舎 市長公室	1. 委員辞令交付 2. 会長・副会長の選出 3. 市長からの諮問 4. 審議会の運営について 5. 八王子市市民参加条例について 6. 諮問事項についての意見交換
第2回 (R 3.5.13～ 24)	書面開催	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第3回 (R 3.10.16)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第4回 (R 3.11.17)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第5回 (R 3.12.22)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「若い世代の市民参加の推進について」議論
第6回 (R 4.4.27)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」議論
第7回 (R 4.6.29)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」議論
第8回 (R 4.10.5)	クリエイト ホール 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 答申文案の確認について
答申書手交 (R 4.11.16)	本庁舎 市長公室	1. 審議会からの答申

## 4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日  
条例第9号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまでも、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
- (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
- (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動

(立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。

- (1) 緊急に行う必要があるもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。  
(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

## 5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
  - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
  - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
  - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
  - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
  - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。

）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第40号）

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

# 参 考 資 料

令和 2 年度（2020 年度）市民参加実施事業実態調査まとめ



## 令和2年度（2020年度） 市民参加実施事業実態調査まとめ

### 【調査及び集計上の留意点】

本調査は令和2年度（2020年度）に実施した事業を対象に市民参加の状況について調査した。  
市民参加条例の適切な運用を確認するため、市民参加条例第5条における6項目の手法について個別に取りあげた。

### 【全体の概要】

1. 調査期間 令和3年（2021年）6月16日～7月30日
2. 調査方法 調査票を送付し、予算の細事業ごとに調査を実施
3. 調査対象 全131室課
4. 市民参加実施所管 75室課

各部別の状況	室課数	令和2年度（2020年度）市民参加実施状況				
		実施室課数	実施事業数	実施方法数 ①	実施件数 ②	実施件数計 (①+②)
都市戦略部	3	1	2	2	1	3
オリンピック・パラリンピック推進室	1	1	1	1	0	1
未来デザイン室	1	1	2	3	0	3
総合経営部	3	1	4	4	0	4
行財政改革部	3	0	0	0	0	0
市民活動推進部	4	4	39	47	1	48
総務部	6	1	5	5	0	5
財務部	6	1	1	2	0	2
税務部	4	1	1	1	0	1
生活安全部	2	2	7	8	1	9
市民部	9	7	18	23	0	23
福祉部	10	5	41	48	0	48
医療保険部	8	5	8	8	0	8
健康部（保健所）	3	3	20	26	0	26
子ども家庭部	5	5	18	18	2	20
産業振興部	4	3	21	22	1	23
環境部	2	2	8	12	1	13
資源循環部	8	4	13	14	0	14
水循環部	3	2	2	3	0	3
都市計画部	4	4	8	9	2	11
拠点整備部	4	3	5	8	0	8
まちなみ整備部	7	5	13	17	2	19
道路交通部	7	3	12	17	0	17
会計部	2	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	1	0	0	0	0	0
監査事務局	1	0	0	0	0	0
議会事務局	2	1	2	4	0	4
学校教育部	8	3	14	14	0	14
生涯学習スポーツ部	6	6	35	42	3	45
図書館部	4	1	2	5	0	5
合計	131	75	302	363	14	377

市民参加実施合計数	R 2	R 1	H 30	前年度比
	377	454	443	△ 77

市民参加を実施した所管の割合は、令和1年度（54.6%）から令和2年度（57.3%）にかけて2.7%増加

## 事業全体について

### 1. 市民参加条例第6条に該当する事業における市民参加の実施の有無（1つを選択）

趣旨：市民参加条例に該当するが、市民参加を実施しなかった事業数の把握

項目	R 1	R 2
1. 実施なし	0	0
2. 実施あり	32	27
合計	32	27

市民参加条例第6条に該当する事業では、すべて市民参加が実施されていた。

参考：市民参加条例第6条  
第6条

実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

### 2. 市民参加の手法はどのようなものか（複数回答）

趣旨：市民参加の手法の導入状況及び新たな取組み実施の確認

項目	R 1	R 2
1. パブリックコメント 手続	25	10
2. 審議会等	86	99
3. 市民会議	3	1
4. ワークショップ	15	12
5. 公聴会、説明会	15	11
6. アンケート調査 聞き取り調査	64	49
7. その他	246	195
合計	454	377

審議会等、アンケート調査・聞き取り調査、ワークショップ、公聴会、説明会、パブリックコメント手続といった順に多くなっている。



あなたのみちを、  
あるけるまち。  


八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

令和4年（2022年）11月

八王子市市民参加推進審議会（第7期）

事務局：八王子市 総合経営部 広聴課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話：（042）620-7411（直通）

F A X：（042）620-7322

Eメール： hachioji@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市市民参加推進審議会の議事概要と会議資料は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/002/001/003/index.html>